

# 公共事業の事後評価書

( 民有林補助治山事業の期中の評価 )

平成 1 5 年 3 月  
農 林 水 産 省

## 1 評価の対象とした政策

事業採択後原則として5年を経過した時点で継続中である事業実施地区等について、5年ごとに事後評価（期中の評価）を実施した。

区 分	事 業 名	評 価 実 施 箇 所 数
補 助 事 業	民有林補助治山事業	90
計		90

## 2 評価を担当した部局及びこれを実施した期間

本評価は、補助事業について林野庁が平成14年4月から15年3月にかけて実施した。  
評価担当部局は、一覧表（別添1）に示すとおりである。

## 3 評価の観点

本評価においては、必要性、効率性、有効性の観点から評価を行った。その際、事業の進捗状況や農林水産業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化等に照らして当該事業の内容が妥当であるか、また、費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等の項目を点検し、総合的な評価を行った。

## 4 政策効果の把握の手法及びその結果

政策効果については、「林野公共事業の事業評価実施要領」に基づき、事業主体から提供のあった評価に関する資料等をもとに、費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等の項目を点検し、事業の方針を決定した。

結果については、評価結果（別添2）に示すとおりである。

## 5 学識経験を有する者の意見の活用に関する事項

農林水産省政策評価会林野庁専門部会において、意見を聴取し、客観性及び透明性の確保を図った。

同専門部会において、意見の概要は以下のとおりであった。

- ・ 期中の評価結果については妥当である。
- ・ 評価についての情報は、国民に対し、わかりやすく、正確に、使いやすくなることが重要であり、IT化など工夫をして伝えて欲しい。

また、委員構成は、別添3のとおりである。

6 評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

評価実施実施地区毎に「期中の評価個表」を作成し、インターネット等で公表することとしているところである。

また、第三者委員会の議事概要についてはインターネット等で公表しているところである。

7 評価の結果

評価の対象とした全ての事業地区において、評価を実施したところ事業の必要性、効率性、有効性が認められ全て継続すべきとの結果であった。

各事業地区ごとの評価結果は、評価結果（別添2）に示すとおりである。